

# 立山町男女共同参画プラン (第4次)

令和3年3月  
富山県 立山町

## 立山町男女共同参画プラン（第4次）策定にあたり

---

我が国における男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、平成11年の「男女共同参画基本法」の成立後、国が策定した男女共同参画基本計画に基づき着実に進められてきました。

しかしながら、現状は、男女共同参画に向けての固定的な性別役割分担意識の解消が進まないほか、政策や方針の決定過程、就労の分野への女性の参画についても十分とは言えず、仕事と生活の調和などを含め、男女共同参画の推進が不十分であったと言えます。これらを改善するために国や自治体が、さらに充実した取り組みを行っていく必要があります。

これまで、町では平成18年に「立山町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画推進に取り組んできました。このプランは、上記の「男女共同参画社会基本法」に基づき、町が今後進めていくべき男女共同参画の方向性や目標を総合的に定めたものです。また、その後、5年間毎にプランを見直し、男女共同参画の意識づくりだけでなく、人権、DV（ドメスティック・バイオレンス）、子育て、介護、地域での支援といった幅広い分野にわたる施策を提示するとともに、その達成のための施策の推進に取り組んできたところです。

第4次プランは、令和3年度から5年間の計画として、第3次プランの基本理念を継承した上で、お互いの性の尊重や地域防災力の学びと男女共同参画のさらなる推進など、社会ニーズに対応した事業を新たに加えました。

このプランは、世代を超え、行政や企業、地域社会を含め、皆が一丸となって、「男女共同参画社会」の実現に向けて取り組むための指針となるものです。今後とも男女が共に参画し、一人ひとりが能力や個性を十分に発揮できる社会を作り上げていくため、地域の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に本プランの策定にあたり、関係各位に対しまして、深くお礼を申し上げます。

令和3年3月 立山町長 舟橋貴之

— 目 次 —

1. はじめに	1
(1) 計画策定の主旨	1
(2) プランの期間	1
2. 立山町の状況	2
(1) 人口・世帯数の状況	2
①人口は	2
②年齢別人口の構成は	2
③世帯数は	3
④6歳未満の子どもがいる世帯は	3
⑤家族構成の状況は	4
(2) 保育所（園）・認定こども園の状況	5
(3) 就業の状況	6
①産業別就業の状況	6
②女性の就業状況	7
(4) 地域・社会参画の状況	7
3. 町の男女共同参画をめぐる課題	8
町の現状から	8
男女共同参画社会に関する意識調査結果（平成27年度富山県実施）	8
町男女共同参画プラン（第4次）を策定するにあたっての主な課題	12

#### 4. 推進目標と今後の取り組み

目標別体系図	13
目標1 男女共同参画の意識づくり	14
①男女の固定的な役割分担意識の解消	15
②子どもの人権教育	17
③個性を伸ばし、多様な選択を可能にする教育	17
④お互いの性の尊重	17
目標2 男女共同参画への基盤整備	18
①仕事と家庭の両立を考える	19
②まちづくりへの参画	21
目標3 地域における男女共同参画	22
①地域における男女共同参画の推進	23
②地域防災力の学びと男女共同参画の推進	23
目標4 職場における男女共同参画	24
①働く場における男女共同参画のための環境整備	25
②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	26
目標5 家庭における男女共同参画	27
①家事の役割分担を見直す	28
目標6 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり （立山町 DV 防止基本計画）	29
①DV 防止に向けた環境整備	30

## 1. はじめに

### (1) 計画策定の主旨

男女共同参画社会とは、家庭・地域・職場（仕事）などの生活環境の中で、多様な活動が自らの希望に沿った形で展開ができ、男女が共に夢や希望を実現する社会です。

国は、平成11年に「男女共同参画基本法」を制定し、すべての個人が互いにその人権を尊重し、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できるよう基本計画を定め、計画を進めてきました。

平成27年には、女性活躍推進法等に基づく積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実行や働き方改革等の推進を通じて、民間企業における各役職段階に占める女性の割合が上昇するよう努めてきました。

また、令和2年には、第5次男女共同参画基本計画を策定され「女性の参画拡大が継続的に進展するよう取り組みを進め、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会になることを目指す」との目標を掲げられました。

一方で、近年、新型コロナウイルス感染症拡大や自然災害、少子高齢化、DV被害などの問題が発生しています。町では、こうした国の新たな目標や近年の社会情勢、町のこれまでの取り組みや課題等を踏まえ、「立山町男女共同参画プラン（第4次）」を策定し、一層の男女共同参画の推進に努めます。

なお、男女間の暴力を拒絶するなどに関する項目については、「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

### (2) プランの期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や男女共同参画をめぐる状況に大きな変化が生じた場合は、速やかに対応し、見直していきます。

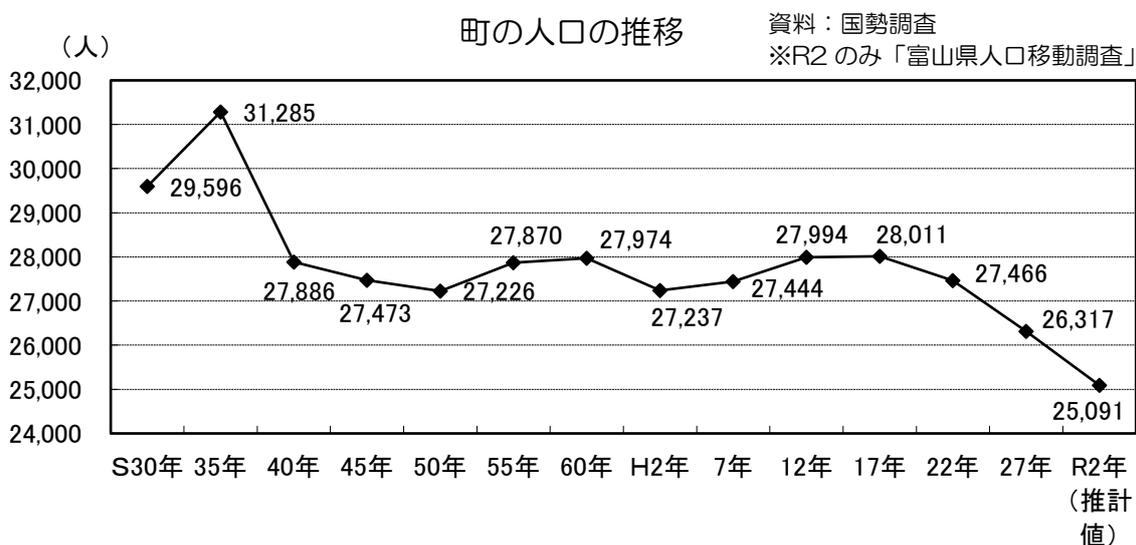
## 2. 立山町の状況

### (1) 人口・世帯数の状況

#### ①人口は

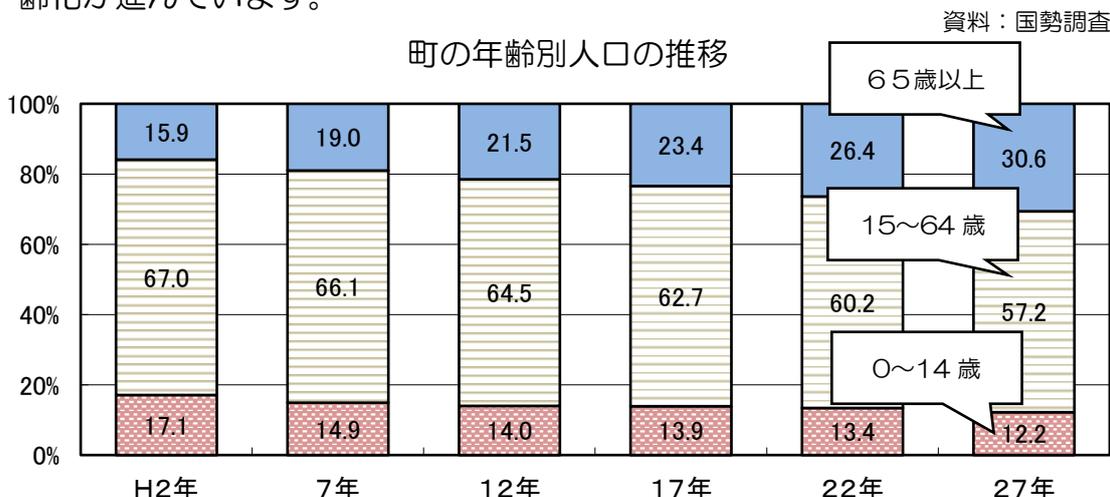
町の人口は、令和2年10月現在で、25,091人となっています。

昭和35年の31,285人をピークに、その後は都市部への人口流出等により、27,000人台に減少しました。その後大きな変動はなく、横ばいで推移し、平成2年以降は微増傾向が続いていましたが、平成17年をピークに、25,000人台まで減少しています。



#### ②年齢別人口の構成は

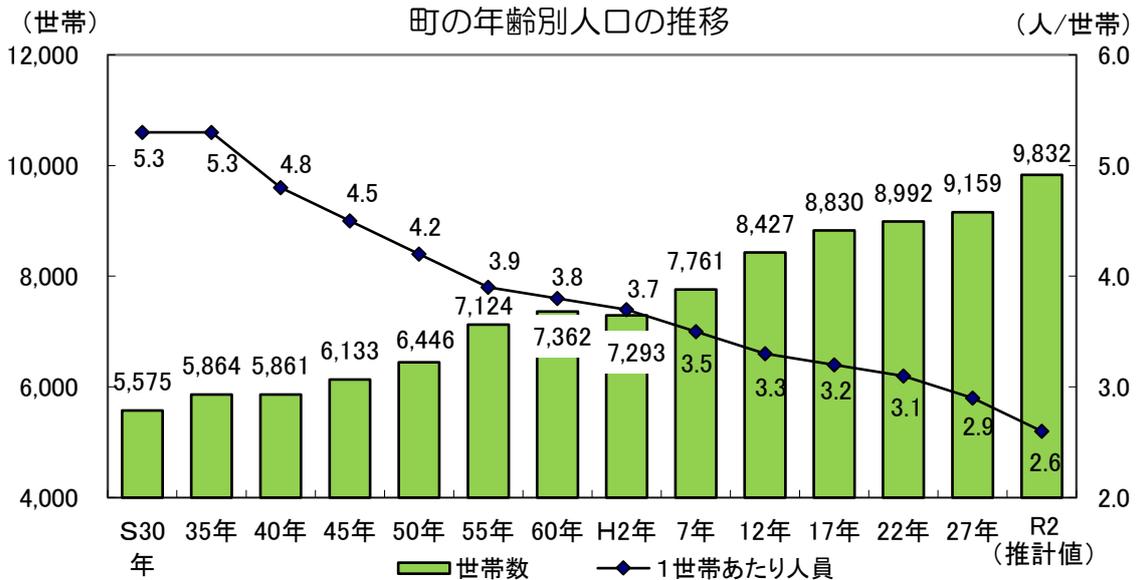
人口を3つの区分に推移を見ると、65歳以上の人口割合は、平成2年には15.9%だったものが、平成27年には30.6%と大きくなっており、高齢化が進んでいます。



### ③世帯数は

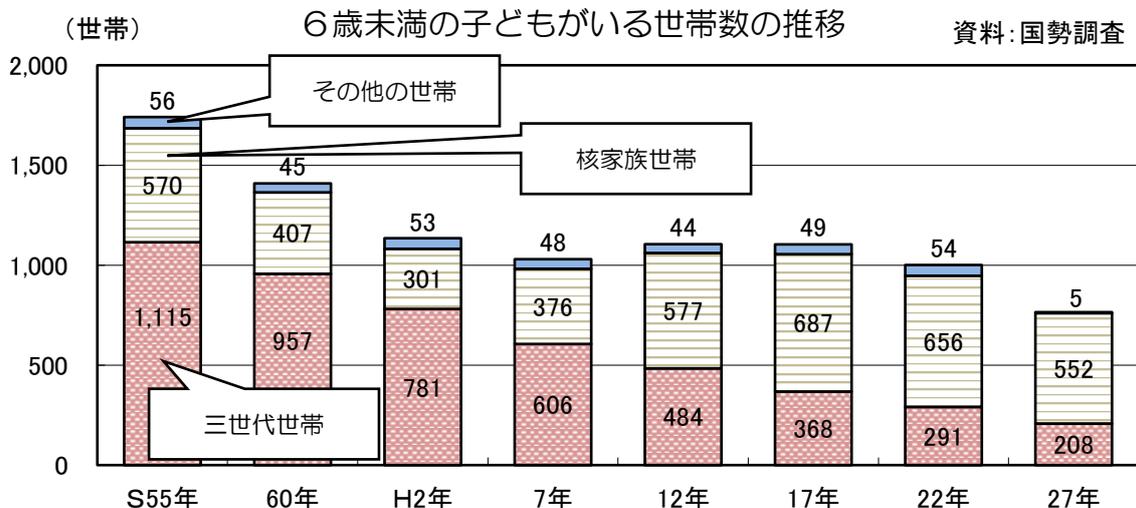
世帯数は近年増加する一方、1世帯あたりの人数は年々減少し、昭和35年には5.3人だったものが、令和2年には2.6人となり、世帯の細分化が進んでいます。

資料：国勢調査  
※R2のみ「富山県人口移動調査」



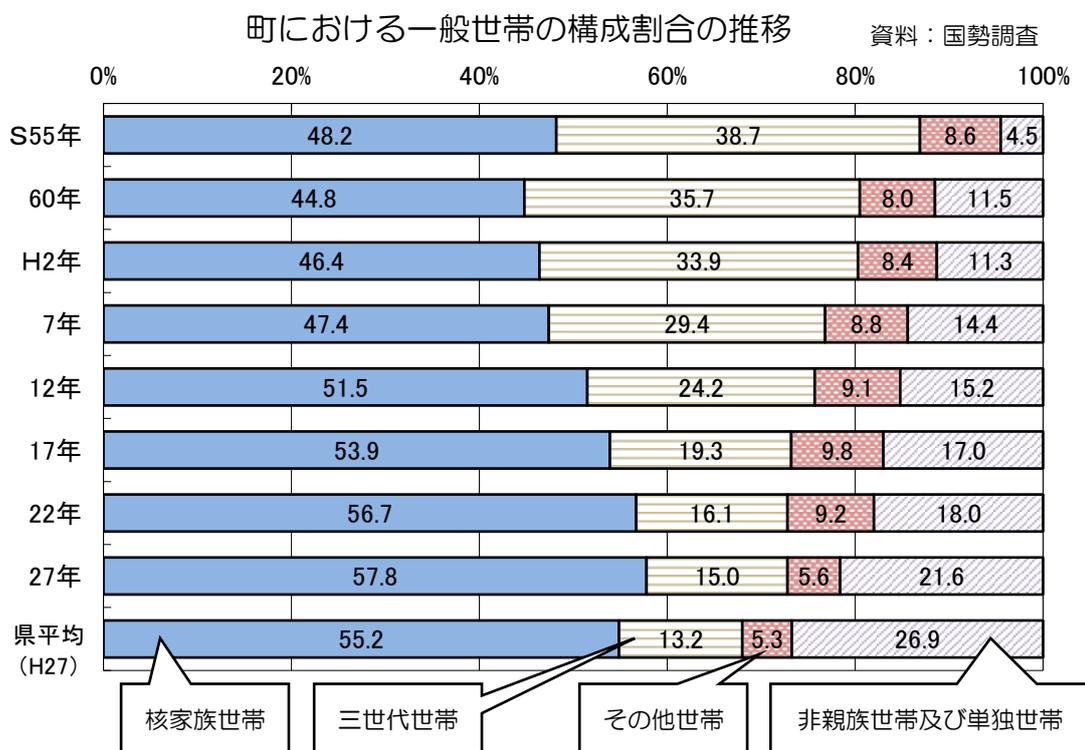
### ④6歳未満の子どもがいる世帯は

全世帯数の中で6歳未満の子どもがいる世帯数は、平成7年までは減少傾向にありますが、平成12年から平成22年は横ばいで推移。平成22年から平成27年までの5年間で再び減少に転じました。また、その世帯構成を見ると、平成12年以降、核家族世帯の割合が過半数を占めるように推移しています。



### ⑤家族構成の状況は

町の家帯の家族構成を見ると、「核家族世帯」が全体の57.8%を占め圧倒的に多く、次いで「非親族世帯及び単独世帯」が21.6%、「三世代世帯」が15.0%の順となっています。また、県平均と比較してみると、「核家族世帯」と「三世代世帯」の割合が高く、「非親族世帯及び単独世帯」の割合は低くなっています。これまでの推移を見ると、「三世代世帯」の割合が減少し、替わって「核家族」と「非親族世帯及び単独世帯」の割合が増加傾向にあることが分かります。



## (2) 保育所（園）・認定こども園の状況

令和2年4月1日現在、町には公営2カ所、公設民営3カ所の保育施設が設置されており、定員数は合わせて550人となっています。認定こども園については、2カ所が開園しており、定員数は295人となっています。

### 保育所（園）の設置状況

令和2年4月1日現在

	施設名称	定員（人）
公営	岩嶺保育所	50
	下段保育所	70
公設民営	みどりの森保育園	120
	あおぞら保育園	160
	かがやき保育園	150
合計		550

### 認定こども園の設置状況

令和2年4月1日現在

	施設名称	定員（人）
私立	むつみ幼稚園	160
	高原保育園	135
合計		295

### 保育所（園）・認定こども園入所（園）児童数（町内施設利用児童数のみ）

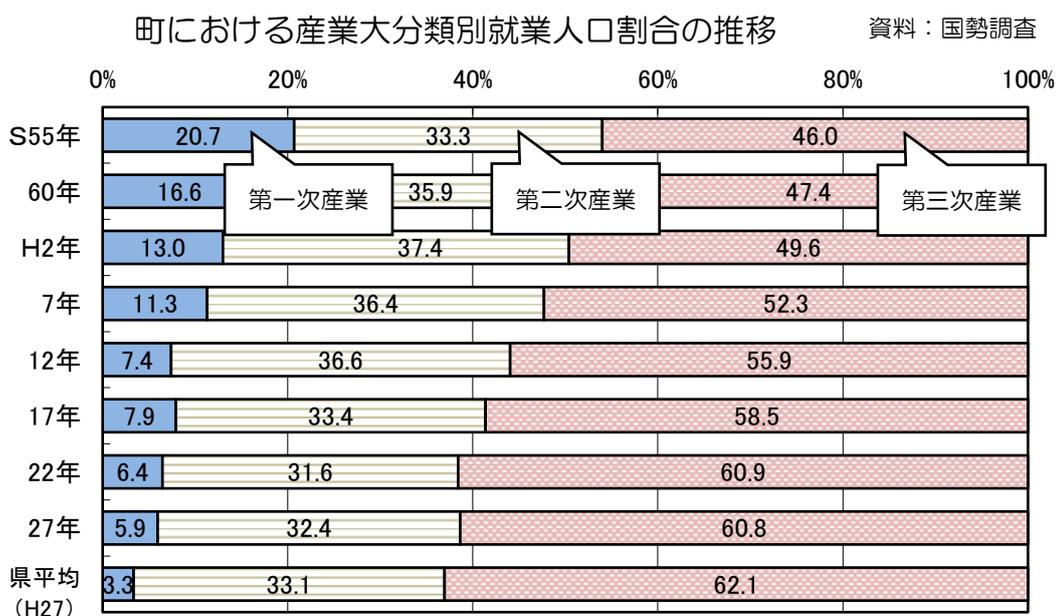
令和2年4月1日現在

	保育所（園）	認定こども園	合計
平成30年	563	238	801
令和元年	522	262	784
令和2年	510	244	754

### (3) 就業の状況

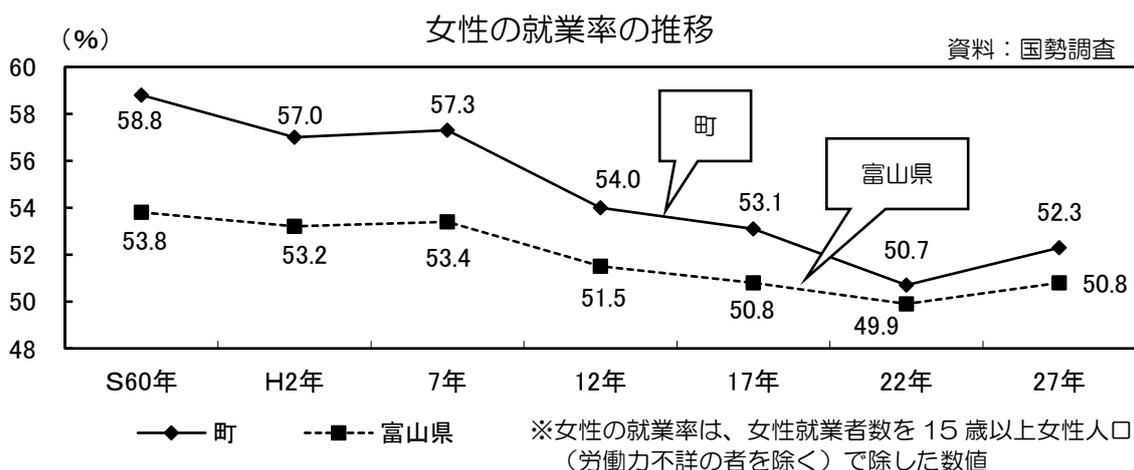
#### ①産業別就業の状況

平成 27 年の町の産業別就業者の割合は、第一次産業（農林業）が 5.9%、第二次産業（製造業、建設業等）が 32.4%、第三次産業（サービス業、公務等）が 60.8%となっています。



## ②女性の就業状況

平成 27 年現在の町における女性の就業率は 52.3%で、平成 22 年に比べて 1.6%増加しています。また、昭和 60 年以降の女性の就業率は、一貫して県平均を上回っています。



## 女性の年齢別就業率（平成 27 年）

資料：国勢調査

	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
女性人口（人）	604	339	500	603	756	940
就業者数（人）	61	319	415	496	656	812
就業率（%）	10.0	94.1	83.0	82.2	86.7	86.3
県平均就業率（%）	10.8	71.1	81.8	78.9	80.6	83.5

## （4）地域・社会参画の状況

令和 2 年 3 月末現在、町における女性の町議会議員は 1 人、各種審議会委員の数は 343 人中 46 人で 13.4%です。これは、15 年前の 11.9%に比べ 1.5%増加しているものの、県内市町村平均（25.8%）より低くなっています。

町の企業・事業所における女性管理職の割合は低く、これからあらゆる分野での女性の活躍と、男女共同参画の普及、啓発の推進が必要となります。

### 3. 町の男女共同参画をめぐる課題

#### ■町の現状から

##### ○人口及び世帯状況から

- ・町の人口は減少傾向であるが、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの家族の人数が年々減少し、核家族化や一人暮らしの高齢者も増えている。
- ・町全体の一般世帯の家族構成状況においても、核家族世帯が過半数を占め、単独世帯も増加傾向にある。
- ・年齢別人口の構成では、14歳以下の人口が減少している一方で、65歳以上の人口が増加しており、少子高齢化が進んでいる。
- ・6歳未満の子どもがいる家庭の約7割は核家族世帯であり、三世帯世帯の割合は少なくなっている。

##### ○保育所（園）・認定こども園の状況から

- ・町には、保育所（園）5カ所、幼保連携型認定こども園2カ所が開園しているが、待機児童はいない。入園児童数は減少傾向にある。

##### ○就業状況から

- ・産業別就業者の割合は、第二次産業の割合はほぼ横ばいであるものの、第一次産業は減少し、その分、第三次産業が増えている。
- ・県平均と比べると、町の第一次産業従事者の割合は多い。
- ・町の女性の就業率は、県平均を上回っている。

#### ■男女共同参画社会に関する意識調査結果（平成27年度富山県実施）

##### ○平等感について

- ・次の分野で、男女の地位は平等ですか
  - ：「社会通念・慣習・しきたりなど」70.3%、「政治」66.9%、「職場」49.5%、「家庭」48.4%が、男性が優遇されていると回答
  - ：「学校教育」60.3%が平等であると回答

##### ○結婚、家庭生活について

- ・夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである
  - ：「賛成」25.7%、「反対」58.6%
  - ※男性の「反対」は初めて5割を超えた。

## ■男女共同参画社会に関する意識調査結果（続き）

### ○夫婦の役割分担について

- あなたの家庭では、次にあげるものについて主に誰が分担していますか
  - ：炊事、洗濯、掃除などの家事 「妻」 81.4%
  - ：育児（乳幼児の世話） 「妻」 77.9%
  - ：お年寄りの介護 「妻」 46.5%

### ○子ども・教育について

- 理想の子どもの数
  - ： 2人 49.3%
  - ： 3人以上 35.2%
- 実際の子どもの数
  - ： 2人 48.6%
  - ： 3人以上 14.9%
- 実際の子どもの数が理想より少ない理由
  - ： 経済的負担が増えるのは大変だから 50.4%
  - ： 欲しいけれどもできないから 19.4%
  - ： 出産の心理的、肉体的不安があるから 13.7%

### ○働き方について

- 女性の働き方について、望ましいと思うものは
  - ： 子どもができて、ずっと職業を続ける 44.8%
  - ： 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ 38.3%
- 実際は女性の働き方についてどの働き方になりそうか（なったか）
  - ： 子どもができて、ずっと職業を続けた 37.6%
  - ： 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持った 28.8%
- 女性の管理的部門等への登用が少ない理由
  - ： 男性中心の職場慣行があるから 46.0%
  - ： 登用する側に男性優先の意識や女性管理職に対する不安感があるから 41.4%
  - ： 女性自身が管理的部門等につくことに消極的だから 24.0%
- 昇進に対するイメージ
  - ： 責任が重くなる 71.0%
  - ： 能力が認められた結果である 57.1%
  - ： 賃金が上がる 42.5%

## ■男女共同参画社会に関する意識調査結果（続き）

- 女性の長期就労を困難にしている要因
  - ：出産・育児 78.1%
  - ：お年寄りや病人の世話 45.7%
  - ：長く働き続けられるような職場の条件・制度が不十分 43.2%
- 女性が働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なこと
  - ：保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備 74.5%
  - ：職場における育児・介護との両立支援制度の充実 50.1%
  - ：男性の家事参加への理解・意識改革 46.1%

## ○政策方針決定・女性の活躍推進について

- 女性の活躍が進んだ時の社会・組織等の姿
  - ：男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる 60.3%
  - ：多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される 52.6%
  - ：女性の声が反映されやすくなる 52.2%
- 女性の活躍を進めるに際しての障害
  - ：保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分でないこと 42.9%
  - ：保育・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと 41.1%
  - ：長時間労働の改善が十分でないこと 35.2%

## ○仕事と生活の調和（男性の働き方の見直し）について

- 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度
  - ：「仕事」を優先したい 5.7%
  - ：「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい 27.6%
  - ：「現実」は、「仕事」を優先 30.8%
  - ：「現実」は、「仕事」と「家庭生活」をともに優先 17.6%
- 男性が家事・育児を行うことについてのイメージ
  - ：子どもにいい影響を与える 55.5%
  - ：男性も家事・育児を行うことは、当然である 51.4%
  - ：仕事を両立させることは、現実として難しい 39.4%

## ■男女共同参画社会に関する意識調査結果（続き）

### ○防災について

- 災害が起きたとき、避難所に必要なこと
  - ：プライバシーを確保するための間仕切り 71.8%
  - ：男女別の更衣室 70.7%
  - ：安全で行きやすい場所の男女別トイレ 69.2%

### ○男女共同参画社会について

- 男女共同参画社会の実現のために望む施策
  - ：保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する 53.5%
  - ：子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する 37.6%
  - ：労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める 29.0%

## ■社会情勢

### ○新型コロナウイルス感染症拡大による影響

新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。一方、これを契機として、仕事ではオンラインの活用やテレワークの普及等により新しい働き方の可能性が広がっています。在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児への参加を促す好機でもあります。

### ○国の動き

平成 29 年 3 月、「働き方改革実施計画」働き方改革実現会議において決定されました。長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者が活躍しやすい環境整備等を進めています。

令和 2 年 12 月「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されて、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、地域における男女共同参画の推進等を目指しています。

## ■町男女共同参画プラン（第4次）を策定するにあたっての主な課題

### ○女性に負担がかからない環境づくりの構築

女性は、就業率が高く、家計を支える存在とされている一方で、家事や育児をしっかりとこなし、介護の担い手としての役割も期待されています。その中で、女性に過重な負担がかからない環境づくりが必要です。

### ○女性リーダーの登用促進

社会における制度や慣行による固定的な性別役割分担意識が現在も強い中で、女性の意見が積極的に反映されるよう、職場や地域社会における環境整備と女性リーダーの登用促進が必要です。

### ○防災対策の充実

防災研修や訓練などを通じて、男女間のニーズにあった安心安全な避難所生活の運営のほか、女性の意見や問題提示、アイデアを取り入れる環境づくりが必要です。

### ○ワーク・ライフ・バランスの実現

家庭や職場、地域の活動をわかちあうためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、働き方に対する男女の意識改革と見直しを行うことが必要です。

### ○暴力のない社会づくりの構築

DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待、高齢者虐待などが発生しない社会づくりが必要です。

## 4. 推進目標と今後の取り組み

### 目標別体系図

基本目標	重点課題	施策の方向
目標1 男女共同参画 の意識づくり	①男女間の固定的な役割分担意識の解消	・男女が対等な立場で活躍できる環境づくり
	②子どもの人権教育	・人権を尊重し合う教育の推進
	③個性を伸ばし、多様な選択を可能にする教育	・男女が自立して個性と能力を伸ばす教育の推進
	④お互いの性の尊重	・多様な性の形を認め、受け入れる環境づくり
目標2 男女共同参画 への基盤整備	①仕事と家庭の両立を支える	・子育て支援環境の充実 ・介護支援環境の充実
	②まちづくりへの参画	・審議会などへの女性登用の促進 ・町男女共同参画推進員連絡協議会による男女共同参画の推進
目標3 地域における 男女共同参画	①地域における男女共同参画の推進	・男女がともに地域活動に参画できる環境づくり ・女性リーダーの育成
	②地域防災力の学びと男女共同参画の推進	・地域防災活動における男女共同参画の推進 ・女性の地域防災力の向上
目標4 職場における 男女共同参画	①働く場における男女共同参画のための環境整備	・男女の均等な雇用機会と待遇の確保、女性活躍の推進 ・働きやすい職場環境の整備
	②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	・ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ・多様な働き方ができる体制づくり
目標5 家庭における 男女共同参画	①家事の役割分担を見直す	・家事分担を考える機会の創出
目標6 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり （立山町DV防止基本計画）	①DV防止に向けた環境整備	・ドメスティック・バイオレンス（DV）とは ・県内のDV被害状況 ・暴力防止に向けた意識啓発の推進 ・相談・支援体制の整備

# 1

## 目標 男女共同参画の意識づくり

---

男性も、女性も、自分らしく能力を発揮するには、それぞれの意識が最も大切です。人々の意識の中には、「男は仕事、女は家庭」というような、男女の役割に関する固定的な考え方が根強く残っています。このような考え方は、長い間のしきたりや慣習でかたちづくられてきたため、このような考え方を変えるには、広報や啓発活動を粘り強く行っていくことが大切です。

また、子どものうちから男女平等や人権について家庭や学校、地域で教育していくことは、とても有効です。男、女にこだわらずその子らしい個性を伸ばす教育を行っていくことが必要です。

このような意識を改めて、男女がそれぞれの個性を発揮し輝ける町を目指しましょう。

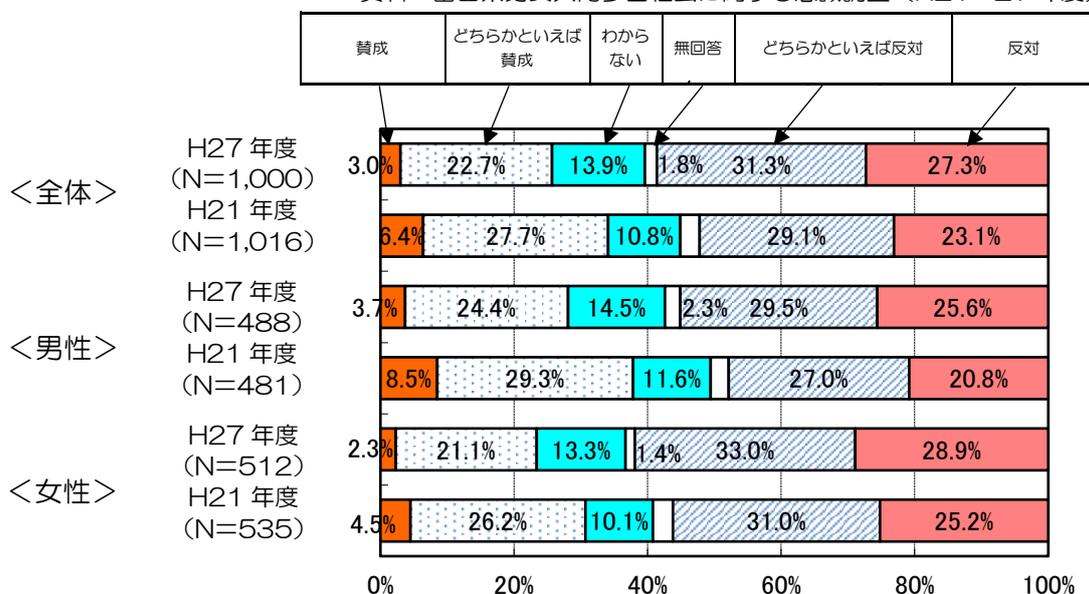
## 重点課題① 男女の固定的な役割分担意識の解消

### ■男女が対等な立場で活躍できる環境づくり

県の意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「反対」(58.6%)の割合が、「賛成」(25.7%)の割合を上回っています。平成21年度と平成27年度を比較した場合、「反対」の割合が増え、「賛成」の割合が減っています。

#### 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

資料：富山県男女共同参画社会に関する意識調査（H21・27年度）



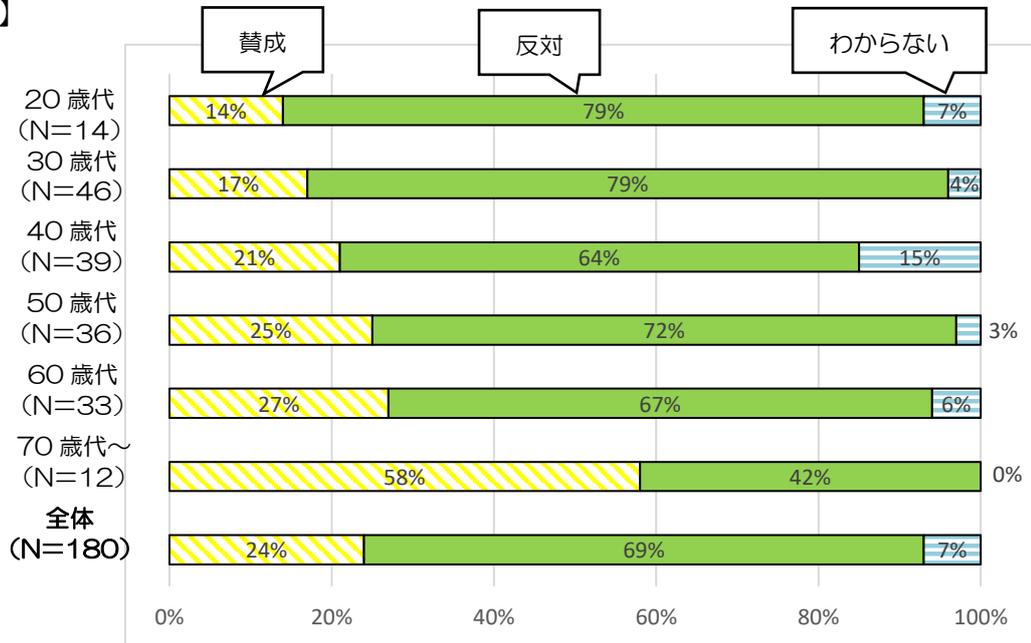
また、町男女共同参画推進員連絡協議会が平成28年に行った意識調査【次ページ】においても、全体において、男性・女性ともに「反対」の割合が「賛成」の割合を上回っています。一方で、年代別に見ると、70歳代以上では、「賛成」の割合が大きくなっており、70歳代以上の男性では「賛成」(58%)の割合が、「反対」(42%)の割合を上回っており、世代間で意識が異なっていることが分かります。

男女共同参画社会の実現に向けて、町民の関心や理解を深めるため、研修会や出前講座などを定期的に行います。また、男性・女性のそれぞれの視点に立った家事・育児・料理・介護などの講座を開催し、男女が社会の対等な立場で活躍できる環境づくりを推進します。

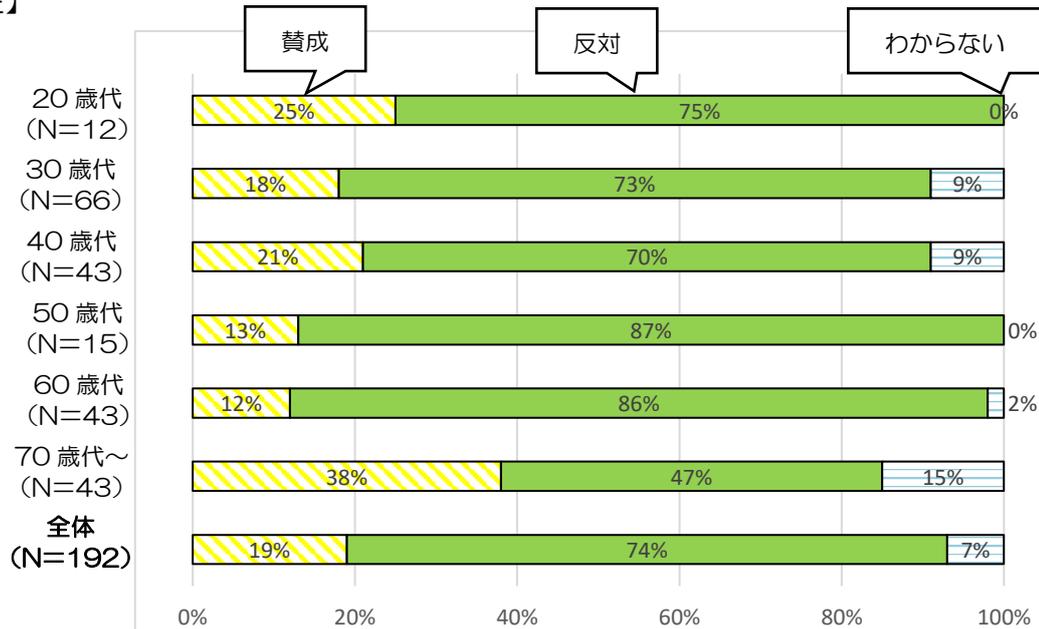
## 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

資料：町男女共同参画推進員連絡協議会による意識調査（H28年）

### 【男性】



### 【女性】



## 重点課題② 子どもの人権教育

### ■施策の方向：人権を尊重し合う教育の推進

お互いを認め合い、尊重し合うことは、私たちのめざす男女共同参画社会にとって、とても重要なことです。このような考え方は、幼少のころからの習慣や体験、周囲の大人の様子によって自然と身に付いていくものです。

保育所（園）や認定こども園、小中学校などで、人権を尊重し合う教育を行います。

## 重点課題③ 個性を伸ばし、多様な選択を可能にする教育

### ■施策の方向：男女が自立して個性と能力を伸ばす教育の推進

男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。幼少のころから「男の子だから」「女の子だから」などといった性に関する固定観念にとらわれない「その子らしさ」を伸ばせるような教育に取り組むことが必要です。

## 重点課題④ お互いの性の尊重

### ■施策の方向：多様な性の形を認め、受け入れる環境づくり

近年は、性的指向※や性自認※という言葉が広く知られるようになりましたが、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー※）などを理由に、生きづらさを感じている人々がいます。

個々の性の在り方について、周囲の理解不足や偏見等により、社会の中でさまざまな困難に直面していることから、差別や偏見をなくすための正しい理解の促進、社会全体が多様性を受け入れられることができるような環境づくりが必要です。

学校や職場、地域社会などにおいて、多様な性の形を認め、受け入れる環境づくりを促進するため、広報や啓発活動を行います。

※性的指向：その人の恋愛感情や性的関心が、どの性別を対象としているかということ。

異性愛、同性愛、両性愛等がある。

※性自認：自分の性別をどのように認識しているかということ。

※トランスジェンダー：性的違和を持つ人々の総称で、出生時の身体に基づいて判別された性別やその役割に課される性役割、性的実現等への違和感を持つ。

# 2

## 目標 男女共同参画への基盤整備

---

男女共同参画社会の実現には、社会的な基盤＝法律や制度の整備が欠かせません。町（行政）の立場として、男女共同参画の環境づくりのために、推進体制を充実していく必要があります。

また、企業や団体も、男女共同参画の考え方を取り入れ、事業を行っていくことが、核家族化や少子高齢化社会の中で必要です。

## 重点課題① 仕事と家庭の両立を支える

少子高齢化が進む中で、社会の活力を維持するには、男女が仕事や地域活動などへの参画と、家事・育児・介護など家庭での役割を両立させることが、とても大切になってきます。

### ■子育て支援環境の充実

男女が仕事と子育てを両立できるよう、子育て支援環境の充実を図ります。

#### ○役場で行っている主な事業

##### 【保健センター】

- ・パパママ教室（第1子出産予定のご夫婦が対象）
- ・乳幼児健診（2か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）
- ・すくすく健診（母乳相談）
- ・新生児訪問、未熟児訪問、2か月児訪問 など

##### 【健康福祉課】

- ・つどいの広場（町子育て支援センター）
- ・子育て広場（各保育所（園）、認定こども園）
- ・まちなか子育て支援室（町元気交流ステーション）
- ・一時保育、延長保育、休日保育（一部の保育施設に限る） など

##### 【住民課】

- ・児童手当の支給
- ・こども医療費助成（中学3年まで） など

##### 【教育課】

- ・小中学生の就学援助
- ・高校生以上の奨学金
- ・放課後子ども教室、学童保育 など

##### 【企画政策課】

- ・たてポカードの利用を拡充（若年世帯の新生活支援、児童の誕生お祝いポイントなど）

#### ○役場以外で行っている主な事業

- ・ファミリーサポートセンター（町子育て支援センター）  
（子育てのお手伝いを頼みたい人と、お手伝いができる人がお互いに利用会員・協力会員となり、子育ての相互援助活動を行います）

## ■介護支援環境の充実

男女が仕事と介護を両立できるよう、介護支援環境の充実を図ります。

### ○役場で行っている主な事業

- 在宅要介護高齢者福祉金の支給
- 寝具乾燥消毒
- おむつ購入助成券の支給
- 配食サービス
- 認知症高齢者等見守りネットワーク事業
- 介護予防事業
  - （高齢者の健康づくりや認知症予防等の各種介護予防教室の開催）
  - （介護予防サービスの計画立案、介護予防ケアマネジメント）
  - （高齢者総合相談・虐待早期発見と防止・権利擁護）
  - （ケアマネージャーとのネットワークづくりや困難事例に対する助言）
- 地域包括ケアシステム
  - （重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしが続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提案される地域包括システムを推進します）

## 重点課題② まちづくりへの参画

### ■審議会などへの女性登用の促進

令和2年3月31日現在、町においては、法律・条例・要綱などに基づいて設置されている委員会の委員総数に占める女性の割合は、県内市町村平均を下回っています。女性の声をより多く政策に反映するためには、より多くの女性の活躍が必要です。

町では、法律・条例・要綱などに基づいて設置されている委員会の委員総数に占める女性の割合が、令和7年度には30.0%以上となるよう関係機関と連絡調整を図り、女性登用の理解を得るようにします。

なお、町職員の女性管理職（課長相当職）の割合は、令和2年4月1日現在で18.8%となっています。

令和2年3月31日現在

審議会等の設置根拠別 区 分	欄	審議会等 数	うち女性委員が いる審議会数	総委員 現在数	うち女性 委員数	女性 割合(%)	女性割合 県内市町村 平均(%)
1 法律に基づいて設置されている審議会等 * 共同設置の介護認定審査会を除く	a	11	8	312	36	11.5%	/
2 条例に基づいて設置されている審議会等	b	2	2	10	6	60.0%	
自治法第202条の3上の 付属機関(=a+b)小計	c	13	10	322	42	13.0%	
3 その他要項に基づいて 設置されている審議会等	d	3	2	21	4	19.0%	
計 (=c+d)		16	12	343	46	13.4%	25.8%

### ■町男女共同参画推進員連絡協議会による男女共同参画の推進

各地区公民館から推薦を受けた町民で構成された「町男女共同参画推進員連絡協議会」の活動の中で、町民や事業所、地区団体などへ男女共同参画を推進していきます。

委嘱された推進員は、男女共同参画に関する研修や勉強会などを行い、推進員が居住する地域においても、自主的に活動できるよう支援していきます。

町は、男女共同参画に関する広報活動や啓発活動に協力し、町広報誌や町ホームページなどで情報発信します。

# 3

## 目標 地域における男女共同参画

---

身近な生活の場である地域活動において、女性の多くがいろいろな役割を担っていますが、地域の区長や役員は圧倒的に男性が多いのが現状です。地域の発展のためにも、女性からの意見や問題提示、アイデアを取り入れていく必要があります。

## 重点課題① 地域における男女共同参画の推進

### ■男女がともに地域活動に参画できる環境づくり

社会における制度や慣行が固定的な性別役割分担を続け、男女が互いに活動の選択が得られにくい環境にあります。例えば、令和3年の地区区長は143名のうち女性が8名と、圧倒的に男性が多いのが現状です。

男女がともに地域のために参画できる「男女共同参画社会」の形成のため、研修などへの参加を通じて、男性と女性がお互いの良さを認め、協力し合える意識づくりが必要となります。また、女性が積極的に地域会議に参加し、発言を取り入れられる環境づくりも必要です。

### ■女性リーダーの育成

県や県民共生センター「サンフォルテ」と連携をとり、煌めく女性リーダー塾や働く女性のためのセミナー、女性の再就職応援講座などを通じて、女性リーダーの養成を行います。また、PTA会長や自治会など、地域団体リーダーの女性就任状況を情報収集し、町ホームページで情報提供します。

(町ホームページアドレス：<http://www.town.tateyama.toyama.jp/>)

## 重点課題② 地域防災力の学びと男女共同参画の推進

近年、全国各地で自然災害が発生している中で、災害時の避難方法や避難所生活などに不安を感じている町民がいると思われます。この不安解消のためにも、地域防災活動における男女共同参画の推進や女性の地域防災力の向上が必要です。

### ■地域防災活動における男女共同参画の推進

災害時の避難所生活における男女間のニーズの違いや避難所運営に対する女性の意見反映の必要性が高まっていることなどから、避難所の設営や避難物資の受け渡しなど、男女がともに防災の知識を学べる研修や勉強会などを開催します。

### ■女性の地域防災力の向上

地域における災害時の避難や避難所生活の運営方法などについて、男性が中心に関わっていることから、女性にも防災知識を普及し、避難所運営などで男女それぞれの視点を取り入れた防災対策を講じます。

また、女性の積極的な意見や問題提示、アイデアを取り入れることで、安心・安全な避難所生活の運営につなげるよう努めます。

# 4

## 目標 職場における男女共同参画

---

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」などにより、女性が社会で活躍するための法的整備が進められています。

働く場における実質的な男女平等の実現に向けて、事業者や労働者がともに雇用上の権利や義務などを十分理解していく必要があります。

また、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、いきいきと働き、活躍していくためには、一人ひとりが仕事や家庭、地域活動などをバランスよく充実させ、自分の望むライフコースを選ぶことができる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現が必要です。

## 重点課題① 働く場における男女共同参画のための環境整備

### ■男女の均等な雇用機会と待遇の確保、女性活躍の推進

男女がともに対等な職業人として、理解し合い、責任を負い、仕事に必要な情報や能力を得るよう努力し続ける必要があります。

町内の事業主に対して、性別による不公平感を感じる事のない職場づくり、男女雇用機会均等法などの適正な運用を周知・啓発します。

また、地域や職場などのあらゆる施策・方針決定の場で、積極的に女性の意見が反映されるよう、職場や地域社会などにおける環境整備と女性の登用の促進を推進します。役場も事業所の一つとして、女性の職務能力が発揮しやすい環境を整備し、女性職員の管理職への登用促進を推進するとともに、性別にとられない職場配置を行っていきます。

### ■働きやすい職場環境の整備

人口減少が進む中、男女がその個性と能力を十分発揮するためには、セクシャル・ハラスメント（セクハラ）※やパワー・ハラスメント（パワハラ）※、モラル・ハラスメント（モラハラ）※の防止や育児休暇の取得率向上など、働きやすい職場環境の整備に取り組む必要があります。

※セクシャル・ハラスメント：

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布など、さまざまな形態のものが含まれる。

※パワー・ハラスメント：

職場などで職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為。

※モラル・ハラスメント：

精神的暴力を指します。暴力はふるわず、言葉や態度で嫌がらせをして、いじめること。

## 重点課題② ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

仕事と地域・家庭生活の両立は、男女の努力だけで実現できるものではありません。職場の中でも地域・家庭を大切に作る雰囲気や制度が不可欠です。

事業主は、小さな子どもがいる家庭、介護の必要な人のいる家庭などに配慮した体制を取り入れる必要があります。

### ■ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

仕事と生活の両方を大事にすることは、社会全体や個々の企業が持続していくためにも必要不可欠であり、生涯を通じて充実した生活を送ることにつながります。

企業や団体などに対して、ワーク・ライフ・バランス※の普及や啓発に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスを住民に推進するにあたって、町職員自らが模範となるよう積極的に取り組みます。

### ■多様な働き方ができる体制づくり

多くの職場では仕事が忙しく、長時間労働により有給休暇や育児・介護休暇が取得しづらい状況です。

これからは、多様性が求められる時代であり、多様な人々を活かして競争力をつけ、働きやすい環境にしていくことは、将来の成長や発展、優秀な人材の確保につながるため、働き方を変えていく必要があります。また、これらを推進していくためには、事業所などの理解と協力が必要です。

仕事と家庭を両立させることができるよう、柔軟で働きやすい職場環境づくりを行う企業の普及に努めます。また、事業者に対して、フレックスタイム制度※の導入やノー残業デーの実施など、多様な働き方の制度づくりを働きかけます。

※ワーク・ライフ・バランス：

仕事もプライベートもどちらも充実させる働き方・生き方のこと。

※フレックスタイム制度：

一定時間の総労働時間を定めておき、その範囲内で労働者が各日の始業や就業の時刻を選択して働く制度。

# 5

## 目標 家庭における男女共同参画

---

家族の形は多様化が進んでいますが、家事や育児、介護は女性の側に多く担われている状況にあります。女性も男性も社会でいきいきと活動するためには、家庭内での役割をともに担えるようにする必要があります。

また、お父さん、お母さんの家庭での姿は、子どもの家庭観を形成する上でも重要な意味を持ちます。次世代を担う子どもたちの平等な意識づくりのためにも、家庭内での役割分担を見直す必要があります。

## 重点課題① 家事の役割分担を見直す

### ■家事分担を考える機会の創出

町では、男女の共働きの比率が高く、近年は核家族家庭の割合も大きくなってきました。このような状況の中で、家庭における男性の役割はますます大きくなっていきます。

しかし、実際に家庭の中で家事や育児を行っている男性は少数派のようです。また、本人が家事や育児を行っているつもりでも、異性の目から見ると十分とは言えないこともあります。

家庭における家事等の役割分担（平成27年度）は、妻の役割が「家事」が81.4%、「育児」が77.9%、「介護」が46.5%と、夫と比べて依然高い状況となっています。

#### 家庭における役割分担の状況

資料：富山県男女共同参画社会に関する意識調査（H21・27年度）

	H21			H27		
	妻	夫	夫婦同程度	妻	夫	夫婦同程度
家事	80.2%	0.4%	10.1%	81.4%	1.7%	11.7%
育児	76.6%	1.7%	15.4%	77.9%	1.0%	16.6%
介護	57.1%	1.9%	18.8%	46.5%	7.1%	26.5%

町では、パパママ教室や母子手帳の配布時などにおいて、家事や育児などの知識や技能を情報提供し、家庭で実践してもらうよう男性に働きかけているほか、町出産子育てサポートサイトの「集まれ！イクメン」では、家事や育児などを頑張っている町内の男性を紹介しています。

また、県が作成した「TOYAMA 家事シェアスタートブック」を、役場で婚姻届を提出した夫婦に配布し、新婚生活のポイントや料理や掃除、洗濯をシェアする方法などを情報提供し、家庭内での家事分担を考える機会を創出しています。令和3年度からは、これから父親になる男性の家事・育児参画を推進するため、県が作成した「父子手帳」を町保健センターで配布します。

町男女共同参画推進員連絡協議会の活動としては、県が作成した「TOYAMA 家事シェアスタートブック」を参考に、啓発チラシやポスターを作成し、啓発活動を行います。

# 6

## 目標 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり (立山町 DV 防止基本計画)

---

人権の尊重は生命の尊重でもあり、男女間における暴力などの根絶も大きな課題です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、ときには犯罪となる重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、被害に深刻化しやすいという特徴があります。

また、配偶者以外の恋人や交際相手からの暴力、いわゆる「デート DV」も問題となっているほか、近年では DV が児童虐待につながる傾向も高くなってきました。

町では、平成 28 年度に「立山町 DV 防止基本計画」を策定し、DV の防止、被害者の保護と自立支援、町民への啓発など DV 対策の充実を図ります。

## 重点課題① DV 防止に向けた環境整備

### ■ドメスティック・バイオレンス (DV) とは

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力を言います。DVの本質は、相手を支配するための手段として、暴力を使うことです。

DVにおける暴力とは、殴る、蹴るといった身体的暴力だけではなく、精神的な暴力なども含まれます。

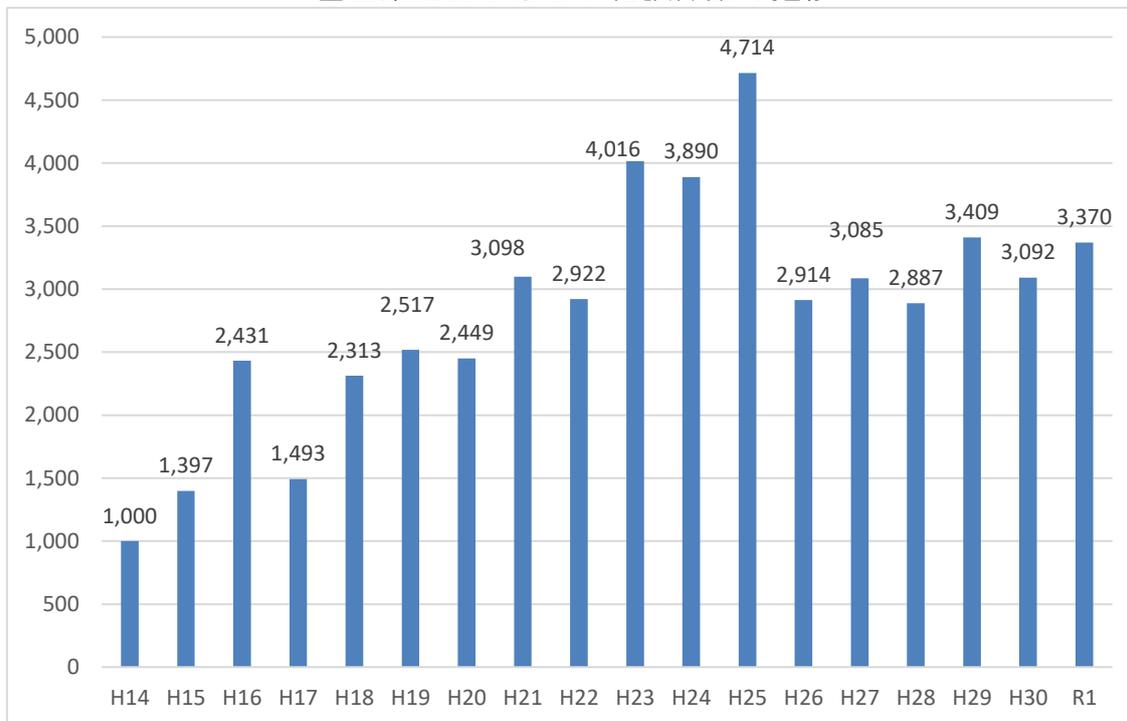
#### ○暴力の形態

- ・身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞めるなど）
- ・精神的暴力（大声でどなる、何を言っても長期間無視し続ける、交友関係や電話、電子メールを監視・制限するなど）
- ・経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、金銭的な自由を与えないなど）
- ・性的暴力（性行為の強要、見たくないポルノ雑誌を見せる、避妊に協力しないなど）

### ■県内の DV 被害の状況

DVに関する相談件数は、平成14年度の1,000件に比べて令和元年度は3,370件と増加しており、近年は高水準で推移しています。

(件) 富山県における DV 相談件数の推移



また、令和元年度に県が行った調査によると、配偶者やパートナーから何らかの被害経験のある人は全体で25.6%（男性18.8%、女性30.0%）にのぼっており、4人に1人は被害経験者であることが分かります。このほか、交際相手からの被害経験者は14.4%と、前回調査（H26年度）に比べると5.4%高くなっています。また、DVの認識状況については、身体的暴力は夫婦間であっても暴力とする割合が9割を超えていますが、精神的暴力は「暴力である」という認識が低い傾向にあります。

### ■暴力防止に向けた意識啓発の推進

男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）、女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～25日）の期間にあわせて、町民生委員・児童委員などと連携し、男女間の暴力の根絶に向けた啓発活動を行います。また、広報誌や町ホームページなどを通じて、DVとなる行為などを広く周知し、DV防止に努めます。

町民（若い世代や女性など）を対象に、県民共生センター「サンフォルテ」などが主催するDV予防講座を開催し、将来の被害者や加害者の発生を防止します。

### ■相談・支援体制の整備

各種相談窓口や施設に関する情報提供を行うほか、公共施設のトイレなどに、相談窓口などを記載したカードやリーフレットなどを配置し、周知徹底を図ります。また、DV被害者が安心して相談ができるよう、個人情報やプライバシーの保護に配慮した体制づくりに努めます。

#### 【立山町・富山県のDV相談窓口一覧】

相談窓口	連絡先	受付時間
立山町役場健康福祉課	076-462-9954	平日 8:30～17:15
富山県女性相談センター （配偶者暴力相談支援センター）	076-465-6722	（電話）8:30～22:00 （来所）平日 8:30～17:15
性暴力被害ワンストップ 支援センターとやま	076-471-7879	24時間 365日対応
警察（警察相談ダイヤル）	076-442-0110 又は#9110	平日 8:30～16:30
富山地方法務局 （女性の人権ホットライン）	0570-070-810	平日 8:30～17:15

相談窓口	連絡先	受付時間
県民共生センター （サンフォルテ相談室）	076-432-6611	火～土曜 9:00～16:00
女綱（なづな）ホットライン	076-491-1081	月曜 10:00～15:00 木曜 18:00～21:00